

# 2019年度 法科大学院

## 第3期入学試験問題

### 1 時限

### 憲法

### (論文式)

## 試験時間 50 分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

平成28年法律第49号による改正前の民法第733条第1項(以下「本件規定」という。)は、「女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」と定めていた。もっとも、同条第2項には、「女が前婚の解消または取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。」と定められていたが、それ以外の、父性の推定の重複が生じ得ない場合は、除外事由として定められていなかった。

Xは、2008年3月××日に前夫と離婚をし、同年10月××日に後夫と再婚をしたが、同再婚は、本件規定があるために望んだ時期から遅れて成立したものであった。Xは、本件規定が違憲であり、かかる違憲の本件規定を改廃する立法措置をとらなかった立法不作為が違法であるとして、国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償を求めることとした。

なお、本件規定の立法目的は、「女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにある」とされる。

### 設問

Xの立場にたって、本件規定の憲法適合性につき、どのような主張ができるか述べなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)